

V 參考資料

八千代市産業振興基本条例

平成 20 年 6 月 26 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、産業の発展が地域の活性化及び市民生活の向上に寄与するものであることにかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業の健全な発展を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内で経済活動を行うものをいう。
- (2) 産業経済団体 商工会議所、農業協同組合、商店会、工業団体その他の市内における産業の発展に寄与する団体をいう。

(基本方針)

第 3 条 産業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応した経営の向上及び改善に向けた事業者の自助努力を基に、市、事業者、産業経済団体及び市民が協力して推進することを基本方針とする。

2 産業の振興は、前項に規定するもののほか、商業、工業、農業及び観光については、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

- (1) 商業については、少子高齢化社会における市民の消費生活を支えるとともに、店舗の規模、営業形態等の違いによらず共存共栄による活性化を図る。
- (2) 工業については、良好な操業環境及び就労環境の確保に努めるとともに、産官学民の連携、新規事業の創出、技術の革新、生産性の向上等による振興を図る。
- (3) 農業については、優良農地の確保、経営の安定化、安全かつ良質な農産物の供給及び環境にやさしい農業に努めるとともに、都市型農業の振興を図る。
- (4) 観光については、観光資源の創出、観光情報の収集及び発信並びに体験型観光の拡充に努めるとともに、交流人口の増加を図る。

(市の責務)

第 4 条 市は、第 1 条の目的を達成するため必要な産業の振興に関する施策を推進し、その施策の実施に当たっては、国及び千葉県その他の地方公共団体との連携並びに事業者、産業経済団体、大学等の研究機関及び市民との協働に努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、周辺の生活環境との調和並びに市民生活の安定及び安全確保に十分配慮するとともに、自らの事業の発展に努めるものとする。

2 事業者は、産業の振興に中心的役割を果たす商工会議所、農業協同組合、商店会、工業団体等に積極的に加入するよう努めるとともに、市及び産業経済団体が行う産業の振興に関する事業の推進に協力するよう努めるものとする。

(産業経済団体の役割)

第6条 産業経済団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、市が行う産業の振興に関する施策の推進に協力するよう努めるものとする。

2 産業経済団体は、自らの活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、産業の発展が地域社会を活性化し、市民生活の向上につながることを認識し、産業の発展に協力するよう努めるものとする。

(産業振興審議会)

第8条 産業の振興を推進するため、八千代市産業振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、産業の振興に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

(八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和49年八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

八千代市産業振興審議会規則

平成 20 年 6 月 26 日
規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八千代市産業振興基本条例(平成 20 年八千代市条例第 16 号)第 8 条第 6 項の規定により、八千代市産業振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 商工業に係る団体の代表者 4 人以内
- (2) 農業に係る団体の代表者 3 人以内
- (3) 観光に関する学識経験を有する者 1 人以内
- (4) 市民 2 人以内

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、産業振興担当課において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行後最初に招集される会議及び第 3 条第 1 項の規定により互選される前に招集される会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

八千代市農業振興計画策定検討委員会設置要領

(設置)

第1条 八千代市農業振興計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、八千代市の農業の現状や課題等について広く関係者の意見を聞くため、八千代市農業振興計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 八千代市農業振興計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、農業振興に関して市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、依頼の日から計画の策定が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び権限)

第5条 委員会に、会長及び副会長を各1名置く。

- 2 会長は、八千代市経済環境部長の職にある者をもって充て、副会長は学識経験者をもって充てる。
- 3 会長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。その際代理出席による出席を妨げない。
- 3 会議の審議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(代理出席)

第7条 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を立てることができる。この場合においては、会議が開かれる前に委任状を会長に提出しなければならない。

- 2 代理人が会議に出席する場合は、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、八千代市経済環境部農政課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、八千代市経済環境部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年9月20日から施行する。

(要領の廃止)

2 この要領は、八千代市農業振興計画策定の日をもって廃止する。

別表

区分	人数
学識経験者	1人
八千代市農業委員会委員（農業委員）	1人
農業団体の関係者	4人
農業関係組織の関係者	2人
流通関係者	2人
流通関係団体	1人
消費関係者	2人
千葉農業事務所職員	1人
八千代市経済環境部長の職にある者	1人

策定経過

日付	内容
令和元年 9 月 20 日	八千代市農業振興計画策定検討委員会 設置
令和元年 10 月 23 日～ 令和元年 10 月 29 日	関係団体に対するヒアリング調査 実施（全 14 団体）
令和元年 11 月 15 日	令和元年度第 1 回八千代市農業振興計画策定検討委員会 開催
令和元年 12 月 6 日～ 令和 2 年 1 月 10 日	八千代市農業振興計画に係る農業者アンケート 調査 実施（配布数：1,061 通，有効回答数 320 通） 八千代市農業振興計画に係る市民アンケート 調査 実施（配布数：1,500 通，有効回答数 485 通）
令和 2 年 2 月 10 日	令和元年度第 2 回八千代市農業振興計画策定検討委員会 開催
令和 2 年 6 月 9 日～ 令和 2 年 6 月 12 日	関係団体に対するヒアリング調査 実施（全 15 団体）
令和 2 年 8 月 4 日	令和 2 年度第 1 回八千代市農業振興計画策定検討委員会 開催
令和 2 年 9 月 17 日	令和 2 年度第 2 回八千代市農業振興計画策定検討委員会 開催
令和 2 年 10 月 15 日～ 令和 2 年 11 月 16 日	パブリックコメント実施
令和 2 年 12 月 18 日	令和 2 年度第 3 回八千代市農業振興計画策定検討委員会 開催
令和 3 年 2 月 5 日	八千代市産業振興審議会 開催
令和 3 年 3 月 1 日	八千代市第 2 次農業振興計画策定

用語集

ア行

ウッドチップ・・・木材を細かく破砕したもの。

営農・・・農業を営むこと。

SDGs・・・2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

カ行

家族農業・・・家族により管理・運営され、農作業の大部分をその家族内の労働力に依存している農業。世界の農家の約90%が家族農家であり、世界の食料生産の80%を担う。

基盤整備事業・・・農業構造の改善、生産性向上とバランスのとれた農業生産の推進のために農業生産の基盤となる土地、水利条件などの整備、開発をする事業。

国指定産地・・・キャベツ、キュウリ、サトイモ、ダイコン、タマネギ、トマト、ナス、ネギ、ニンジン、ハクサイ、バレイショ、ピーマン、ホウレンソウ、レタス（これらを「指定野菜」という。）の生産地域であって、野菜生産出荷安定法に定める作付面積及び共販率を満たす産地について、農林水産大臣が指定する産地。

経営耕地面積・・・農業経営体が経営している耕地の面積。自家で所有し耕作している耕地と、よそから借りて耕作している耕地の合計。

経営類型・・・作付する品目の組み合わせにより類型化した営農モデル。

耕作放棄地・・・以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地。

耕種・・・水稻、陸稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、飼肥料作物、花き、薬用作物、採種用作物、桑の栽培のこと。

固定資産の価格等の概要調書・・・地方税法第418条の規定に基づき、全国一様の様式により作成される固定資産（土地・家屋・償却資産）の価格等に関する統計資料。

サ行

再基盤整備事業・・・過去に基盤整備事業を実施した地域で、整備箇所の経年変化等により営農に支障が出ている部分の再整備や地域のニーズに合わせた機能を追加する整備を実施する事業。

市街化区域・・・都市計画法で指定される，都市計画区域の一つ。すでに市街地を形成している区域と，おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

自給的農家・・・経営耕地面積 30a 未満かつ農産物販売金額が 50 万円未満の農家。

指定管理者制度・・・多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため，民間のノウハウを活用し，住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として，民間事業者等も公の施設の管理を行うことができることとした制度。

シニア世代の新規就農に向けた農業研修支援事業・・・研修機関が50代の就農希望者に対して行う，営農技術習得のための実践研修等の費用を助成する事業。

集落営農法人・・・集落を単位として農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組むために設立された法人。

循環型農業・・・畜産や農業で出る廃棄物などを地域の有機資源として有効に活用し，環境に配慮した持続性の高い農業。

食育・・・様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し，健全な食生活を実現することができる人間を育てること。

水源涵養（かんよう）・・・土壌が降水を貯留し，河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに，川の流量を安定させる機能。

生産緑地・・・生産緑地法第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区の区域内の土地又は森林。

生産緑地法・・・生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定める法律。農林漁業との調整を図りつつ，良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

専業農家・・・世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家。

総合有機廃棄物処理場・・・営農により生じる多様な有機廃棄物を処理・資源化する施設。

総農家・・・販売農家と自給的農家の総数。

夕行

第1次産業，第2次産業，第3次産業・・・第1次産業とは農業，林業，漁業を，第2次産業とは鉱業，建設業，製造業を，第3次産業とは前記及び分類不能の産業以外の産業を指す。

第1種兼業農家・・・農業所得の方が兼業所得より多い兼業農家。

第2種兼業農家・・・兼業所得の方が農業所得より多い兼業農家。

多面的機能支払交付金・・・農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援する制度。

地産地消・・・国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組。

千葉県農業者総合支援センター・・・農業者からの多種多様な相談にワンストップで対応する支援機関。

千葉農業事務所・・・千葉市，習志野市，八千代市，市原市内の農業畜産業の普及，基盤強化等に取り組む千葉県の出先機関。

TMRセンター・・・TMR（Total Mixed Ration：粗飼料と濃厚飼料，ミネラル・ビタミン等をバランスよく含む混合飼料）の生産，調製から配送までを行う施設。酪農家の労力軽減や，飼料の品質向上による経営の安定に寄与する。

田園住居地域・・・都市計画における住居系用途地域の一つで，農業の利用の増進を図りつつ，これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域。区域内において，開発規制と建築規制が生じる。

特定生産緑地・・・指定から30年経過する日が近く到来することとなる生産緑地について，買取申出が可能となる期日を10年延期したもののこと。

都市計画法・・・都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることによって，国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的に，昭和43年に制定された法律。市街化区域や市街化調整区域等を指定する都市計画について定めている。

都市農業・・・市街地及びその周辺の地域において行われる農業。消費地に近いという利点を生かした新鮮な農産物の供給や農業体験の場の提供，災害に備えたオープンスペースの確保，やすらぎや潤いといった緑地空間の提供など，多様な役割を果たしている。

都市農業振興基本計画・・・都市農業振興基本法に基づき，都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために国が定める基本計画。

都市農業振興基本法・・・都市農業の安定的な継続を図るとともに，多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として，平成27年に制定された法律。

都市農地・・・市街化区域内にある農地。

土地持ち非農家・・・農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯。

ナ行

認定農業者・・・育成すべき「効率的かつ安定的な農業経営」の目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者。農業者が作成する農業経営改善計画をもとに市町村等が認定し，融資等の支援措置を受けられる。

農業・農村の有する多面的機能・・・国土の保全，水源の涵養（かんよう），自然環境の保全，良好な景観の形成，文化の伝承等，農村で農業生産活動が行われることにより生ずる，食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。

農業次世代人材投資資金・・・次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金及び就農直後の経営確立を支援する資金。

農業就業人口・・・自営農業のみに従事した者又は自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数で自営農業が多い者。

農業従事者・・・15歳以上の世帯員で年間1日以上自営農業に従事した者。

農業振興地域・・・国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づいて都道府県が定める「農業振興地域整備基本方針」において都道府県が農業振興を図るべき地域として指定した地域。

農業ボランティア・・・農作業の手伝いを通じて市民と農業者の交流を図ることを目的に行うボランティア活動。

農地集積・集約化・・・農地の「集積」とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することで、農地の「集約化」とは、農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。

農地中間管理機構・・・全都道府県に設置された農地の貸し手と借り手を仲介する機能を担う第三セクター機関。

農地利用最適化推進委員・・・担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う者。農業委員会より委嘱され、地域での話し合いや農地の出し手・受け手へのアプローチ、遊休農地の発生防止・解消等を行う。

農林水産業・地域の活力創造プラン・・・農林水産業を産業として強くしていく政策（産業政策）と、多面的機能を発揮するための政策（地域政策）を両軸として、「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、総合的に施策を国として取りまとめた計画。

八行

販売農家・・・経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家。

人・農地プラン・・・農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。

人・農地プランの実質化・・・人・農地プランの対象地区内の過半の農地について、近い将来の農地の出し手と受け手が特定されていない区域において、アンケートや現況把握、将来方針の作成を通して5～10年後の中心的な経営体を定めること。

ブラッシュアップ・・・既存のものを磨きをかけてより良くすること。

ポテンシャル・・・潜在的な力。可能性としての力。

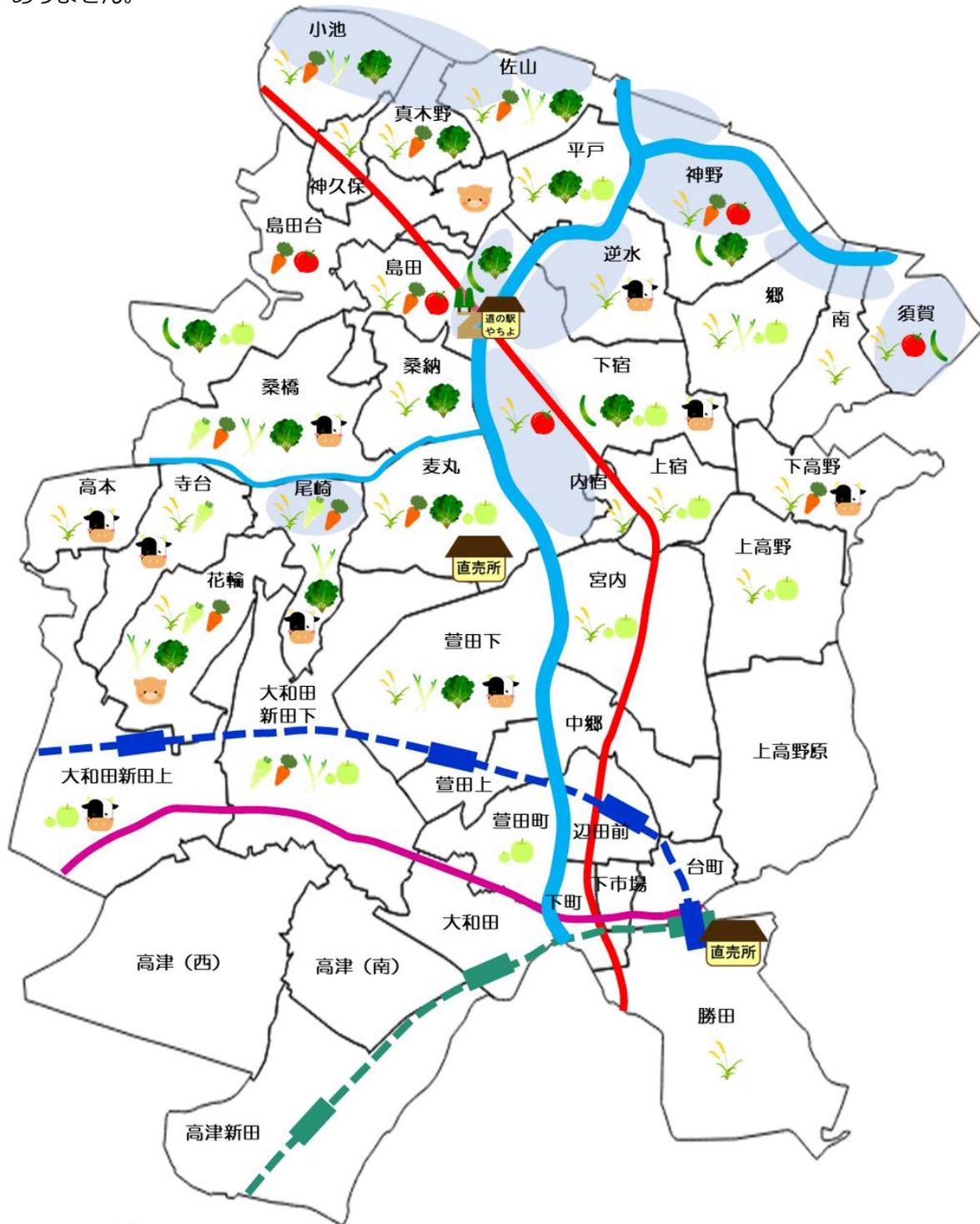
ヤ行

八千代市人口ビジョン・・・八千代市の今後の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示したものの。

八千代市都市マスタープラン・・・都市計画法第 18 条の 2 に位置づけられた計画。八千代市第 4 次総合計画の基本構想に定める将来都市像の実現を目標に掲げている。基本理念の一つとして「近代的農業と住宅が調和した田園都市」を設定している。

集落ごとの主要農畜産物の状況

※ 集落ごとに主に生産しているものをアイコンで示した図です。正確な生産場所の位置を示したものではありません。



【凡例】

- 新川
- - - 東葉高速線
- - - 京成線
- 国道16号線
- 国道296号線
- 水田再基盤整備事業完了箇所

-  酪農
-  養豚
-  ダイコン
-  トマト
-  ナシ
-  キュウリ
-  コメ
-  ニンジン
-  ネギ
-  ホウレンソウ